

【参考資料2】

令和2年9月16日

千葉市立学校長 様

学 事 課 長

自然災害発生時の学校の被害報告及び避難所対応について（依頼）

日頃より学校防災への対応について、ご理解とご協力いただきまして感謝申し上げます。

さて、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が発生し、河川の急な増水・氾濫、がけ崩れ等により、多数の人的被害及び物的被害が生じています。昨年度は、観測史上最強クラスの令和元年度房総半島台風が関東地方に上陸し、千葉県を中心とした広域に甚大な被害をもたらしました。また、近い将来、首都圏において高い確率で大規模地震が発生するともいわれています。

以上のことを鑑みて、自然災害による学校の被害を防止・軽減するための防災体制の強化を図るとともに、発災時の学校の被害状況を迅速に把握するためのシステムを構築する必要があります。併せて、学校の避難所対応の見直しも必要です。

つきましては、下記の点についての確認及び周知をお願いします。

記

1 被害等の状況報告について

- (1) 災害発生後、安全が確保できた段階で、被害等の状況を把握し、可能な限り速やかに学事課に報告してください。
- (2) 報告内容 **※報告はわかる範囲で構いません。**
 - ①入力日時 **※上書き（更新）の度に「入力日時」を変更しなおしてください。**
 - ②学校管理下の人的被害（児童生徒・教職員）
 - ③学校管理下及び学校周辺の物的被害
 - ④避難所を開設した場合の状況（開所日、閉所日、収容数、最大収容人数 等）
 - ⑤休校・短縮授業の措置【措置を行った期間、理由（停電、交通手段の遮断、津波による被害 等）】
 - ⑥その他（取り残されている学校、学校に取り残されている人数 等）
- (3) 報告方法

下記の CHAINS 全庁フォルダ内「【重要】自然災害等による被害等の状況報告」（エクセルファイル）の自校の欄に直接入力してください。

【保存用 CHAINS 全庁フォルダ】

N:¥71_教育委員会事務局¥71201000_学校教育部学事課¥10_学校安全関係

¥【共有フォルダ】¥【重要】自然災害等による被害等の状況報告

※「自然災害等による被害等の状況報告（補助簿）」【別紙1】を活用してください。【別紙1】は提出の必要はありません。

2 学校の避難所対応について

(1) 感染予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営してください。

※詳細は5月1日付け危機管理監発依頼文書「感染症を踏まえた避難所スペースの確保に係る協力について（依頼）」及び「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」（防災対策課）（6月2日学事課より発送）

【別紙2】参照

(2) 避難所として利用する予定スペース（教室や会議室等）を整備してください。

※福祉避難室（介護が必要な方のスペース）についても検討してください。

※避難所運営委員会と協力して、可能な限り速やかに「避難所使用範囲と使用方法の決定」の作成をお願いします。なお、各避難所運営委員会委員長には、防災対策課から、施設管理者と調整するよう9月11日付けで通知文「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針の具体例について（通知）」【別紙3】を送付しています。また、作成に当たっては、『避難所使用範囲と使用方法の決定』に当たっての留意点【別紙4】を参考にしてください。

千葉県HP避難所運営委員会 <https://www.city.chiba.jp/somu/bosai/hinanjounei.html> 参照

(3) 9月11日付け防災対策課発「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針の具体例について」【別紙5】も参照してください。

※防災対策課からカラーで印刷されたものが送付されることになっています。

【防災対策課コメント】

具体例は今後、現場等からの意見や新しい知見等を踏まえ、適宜見直しを図ります。現行の避難所開設・運営マニュアル（平成30年7月）については、できるだけ速やかに改定し、改めてお知らせします。

(4) 避難者の受入れは、空調が整った特別教室や教室等を優先してください。（特別教室や教室等の収容人数を超えた場合は体育館を使用してください。）

【防災対策課コメント】

小規模の災害時等については、体育館のみの開設を妨げるものではありません。

【お問い合わせ先】

担当 学事課 甲斐 安弘

電話 245-5928